

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程

(最終改正：令和8年5月21日 和歌山県公安委員会規程第7号)

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程を次のように定める。

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程
(目的)

第1条 この規程は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）の規定に基づき、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置及び報告又は資料の提出要求に関する事務の取扱手続について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。
- (2) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (3) 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

(審査)

第3条 公安委員会は、自家用自動車について、警察署長（以下「署長」という。）から法第8条の規定に基づき通知書（別記様式第1号）により通知があったときは、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限（以下「運行供用制限」という。）の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(聴聞)

第4条 法第10条第1項に規定する聴聞は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づいて行うものとする。

- 2 聴聞の通知は、配達証明郵便により行うものとする。
- 3 聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第2号を公安委員会のホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 4 被聴聞者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項に基づいて公示の方法により行うときは、行政手続法第15条第4項に規定する公示事項を公安委員会のホームページに掲載するとともに、同公示事項が記載された書面（別記様式第3号）を公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

(運行供用制限の処分の決定)

第5条 公安委員会は、聴聞が終結し、又は法第10条第2項の規定により聴聞を行わない場合において、道路上の場所以外の場所に自動車保管場所が確保されていると認められないときは、運行供用制限の処分（以下「処分」という。）を行うものとする。

(処分の執行)

第6条 公安委員会は、処分を行うときは、処分を受ける自動車の所有者（以下「被処分者」という。）に対し、自動車運行供用制限書（別記様式第4号）を交付し、処分に係る自動車（以下「被処分自動車」という。）の見やすい箇所に、法第9条第2項に規定する標章（以下「運行禁止標章」という。）を貼り付けるものとする。

（処分の解除）

第7条 公安委員会は、法第9条第3項の規定に基づき、自動車保管場所確保申告書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）別記様式第8号）による保管場所確保の申告を受理したときは、速やかに当該申告に係る保管場所の位置に、被処分自動車の保管場所が確保されていることを確認するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定に基づく確認を行ったときは、被処分者に対し確認通知書（別記様式第5号）を交付するとともに、貼り付けた運行禁止標章を取り除くものとする。

（処分事案の移送）

第8条 公安委員会は、第3条の審査の結果、運行供用制限の要件に該当するものうち、自動車の使用の本拠の位置（以下「使用の本拠地」という。）が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（別記様式第6号）に関係書類を添付して、当該公安委員会に移送するものとする。

（処分の執行及び解除の依頼）

第9条 公安委員会は、処分を行うことを決定した後、被処分自動車の使用の本拠地が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、変更後の使用の本拠地を管轄する公安委員会に対し、処分の執行及び解除の手続を行うことを依頼するものとする。

2 処分の執行及び解除の依頼は、自動車運行供用制限処分執行等依頼書（別記様式第7号）に自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他の関係書類を添付して行うものとする。

（処分の執行依頼の受理及び解除の通知）

第10条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から処分の執行の依頼を受けたときは、速やかに処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行の依頼をした都道府県公安委員会に対し、通知するものとする。

2 前項の場合において、自動車の所有者が自動車の保管場所を確保していることを確認したときは、処分の執行の依頼をした都道府県公安委員会から確認通知書の送付を受け、処分の解除のための各手続を行い、当該公安委員会に対し、関係書類を送付して手続の終了を通知するものとする。

3 処分の執行及び解除の手続については、第6条及び第7条の規定を準用する。

（運送事業用自動車通知）

第11条 公安委員会は、運送事業用自動車について、署長から法第8条の規定に基づき、通知書により通知があったときは、法第13条第2項に定める通知の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

2 公安委員会は、審査の結果、通知の要件に該当すると認めるときは、運送事業用自動車通知書（別記様式第8号）により近畿運輸局和歌山運輸支局に対し、通知するものとする。

（通知事案の移送）

第12条 前条第1項の場合において、運送事業用自動車の使用の本拠地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第9号）に関係書類等を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

（報告又は資料の提出）

第13条 公安委員会は、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書（別記様式第10号）により行うものとする。

（本部長への委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

（別記様式省略）